

札幌都心における官民連携によるマネジメント体制あり方検討業務に係る提案説明書

1 業務名

札幌都心における官民連携によるマネジメント体制あり方検討業務

2 業務の背景及び目的

札幌市は、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」において、都心まちづくりの目標を「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」としたうえで、目指すまちの姿として「世界に誇る低環境負荷の実現」とともに「北海道・札幌をけん引する経済成長」を掲げた。そして、これら都心まちづくりの目標及び目指すまちの姿の実現のため、「札幌の持続的・発展的成長をけん引する都心マネジメントの展開」など特に強力で推進すべき4つの取組を、都心まちづくりの「戦略」として位置付けたところである。

札幌都心においては、これまで、駅前通・大通・すすきの・創成東という地区それぞれの特性に応じたエリアマネジメントの取組を推進し、駅前通・大通の両まちづくり会社の設立と、主に公共空間を活用したイベント事業等の展開により、にぎわいの創出や回遊性の向上を図ってきた。

しかし、世界中で人材と投資をめぐる都市間競争が一層激しくなる中、今後は、こうした地区ごとのエリアマネジメント活動の強化・促進・育成を図る一方で、都心まちづくりの関係主体からなる官民連携によるマネジメント体制を構築し、国内外からの企業立地促進など、投資喚起と新たな起業・創業を促進し、目指すまちの姿「北海道・札幌をけん引する経済成長」の実現を図っていくことが必要である。

本業務は、国内外の投資を誘引する都心の魅力・価値を向上させ、北海道・札幌の経済成長を支えけん引するため、官民連携によるマネジメント体制に係る事例調査や、有識者・エリアマネジメント組織との意見交換会を行い、都心部における官民連携のマネジメント体制のあり方についての検討を行うものである。

3 業務内容

(1) 国内外の事例調査

国内外の投資を誘引する都心の魅力・価値を向上させ、札幌都心が北海道・札幌の経済成長を支えけん引するために参考となる官民連携のマネジメント体制とその取組について、「取組の目的」「組織体制」「活動範囲と具体的な活動内容」「活動財源の調達手法」「官民の連携手法と役割分担」「取組による効果・成果」などの視点から、国外事例3つ以上を含む最低5つ以上の先行事例を調査・整理すること（文献調査、ヒアリング調査等、調査手法は問わない）。

なお、国外事例の調査については、法制度や地域性に関する日本・札幌との相違点にかかる比較検討を行った上で、同様の取組を札幌で実施するとした場合の制度変更の必要性や課題について整理するとともに、今後、本市職員が現地調査及びヒアリングをすることも想定し、具体的な調査・ヒアリング先についての提案を行うこと。

(2) 意見交換会の開催

札幌都心において官民連携のマネジメント体制を構築する際に中心となることが想定されるメンバー（国内外の先進的なエリアマネジメント活動を把握している有識者、駅前通・大通の両まちづくり会社など）による意見交換会を開催し、札幌都心におけ

る官民連携のマネジメント体制の構築と、当該体制による事業実施のあり方や方向性について検討を行うこと。

なお、官民連携のマネジメント体制の構築作業を進めていく上で、本市が直接ヒアリングをする必要があると判断した組織及び有識者について、必要に応じて、本市と当該組織及び有識者とのヒアリングに係る調整や資料作成、同行などの支援を行うこと。

(3) マネジメント体制のあり方及び実現手法の取りまとめ

上記(1)及び(2)の結果を踏まえ、国内外の投資を誘引する都心の魅力・価値を向上させ、都心が北海道・札幌の経済成長を支えけん引することを目的とした札幌都心における官民連携によるマネジメント体制のあり方について検討し、これを実現するための手法と併せて取りまとめること。

4 業務規模

1,500千円を上限額とする（消費税及び地方消費税を含む）。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から平成29年3月29日（水）まで

6 成果品（最終報告書）

(1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 5部

(2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部

(3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

7 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)(4)(5)を

満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

(1) 国内外の参考事例について

札幌都心における官民連携によるマネジメント体制の構築に向け、本市が調査し参考とすべき事例について、国外事例3つ以上を含む最低5つ以上を提案すること。当該提案にあたっては、当該事例を調査すべき具体的な理由とともに、同様の体制・取組を札幌都心で実現する際の課題等を付すこと。

(2) 意見交換会の参加メンバー・開催手法等について

札幌都心における官民連携のマネジメント体制の構築と当該体制による事業実施のあり方やその方向性について検討するための意見交換会の開催にあたり、当該意見交換会の想定メンバー（組織）、開催手法及び検討内容を示すこと。

(3) 札幌都心における官民連携によるマネジメント体制の構築・取組のイメージについて

札幌都心における官民連携によるマネジメント体制としては、どのような体制となるのが適切と考えるか、現時点での構築・取組のイメージを示すこと。

(4) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて

本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績にはどのようなものがあるか。また、どのような実効性のある執行体制、執行スケジュールを組むつもりか示すこと。

(5) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、

一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

平成 28 年 12 月 1 日(木) 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ア 業務従事者一覧について
 - (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
 - (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
 - (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
 - (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。
- イ 類似・関連業務等実績一覧について
 - エリアマネジメント活動や官民連携によるマネジメント体制構築など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画

提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015（施策 4 活力があふれ世界を引きつける都心）

<http://www.city.sapporo.jp/chosei/documents/2sho-seisaku4.pdf>

イ 第 2 次都心まちづくり計画

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

※ これら参考資料は、求めに応じ上記（2）提出先にて配布する。

10 質疑

原則として、質疑には回答しない。ただし、市民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌都心における官民連携によるマネジメント体制あり方検討業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により（1）、（2）のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い 3 件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が 3 件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が 1 件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大 3 名までとする。

ウ ヒアリングは 1 者 20 分（説明 10 分、質疑 10 分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 平成 28 年 12 月 2 日（金）
 - イ 最終審査（ヒアリング） 平成 28 年 12 月 14 日（水）
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合、評価の視点（1）、（2）及び（3）の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が 1 社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 国内外の参考事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の投資を誘引する都心の魅力・価値を向上させ、札幌都心が北海道・札幌の経済成長を支えけん引するために参考となる事例が提案されているか。 	25
<p>(2) 意見交換会の参加メンバー・開催手法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されたメンバーは、マネジメント体制構築の際の中心となるメンバー、との観点から見て適切か。 ・マネジメント体制構築に向け、参加メンバーから多様な意見を聴取し、その検討に反映させることができるよう、効果的な手法が提案されているか。 	20

<p>(3) 都心における官民連携によるマネジメント体制の構築・取組のイメージについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌都心を取り巻く社会状況等を的確に把握したうえで、都心まちづくりから北海道・札幌の経済成長につなげるという、マネジメント体制の構築目的に沿った提案となっているか。 	25
<p>(4) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 業務の目的等を十分に理解した業務体制及び実施方法となっているか。 業務執行スケジュールに無理はないか。 	10
<p>(5) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
<p>(6) 企画提案書について</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画提案書は分かりやすい表現を用い作成されているか。また、実現性に乏しい提案はなされていないか。 	10
<p>合計</p>	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、

提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)

- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：早坂、松原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112